

本市職員の再任用制度の運用について

公的年金の支給開始年齢引上げに伴う平成 26 年度以降の本市職員への対応について、報告します。

1 公的年金制度の改正について

平成 12 年の公的年金制度の改正により、従来は 60 歳だった年金の給料比例部分の支給開始年齢が、平成 25 年度から段階的に引き上げられます。

このため、定年が 60 歳の場合、平成 25 年度以降に定年退職する者は、退職後、年金が支給されない期間が生じることから、**雇用と年金の接続が公民共通の課題**となっており、雇用主にはその対応が求められます。

(1) 生年月日と公的年金支給開始年齢の関係

生年月日	定年退職年度	退職共済年金の支給開始年齢
昭和28年4月1日以前	平成24年度以前	60歳
昭和28年4月2日～29年4月1日	平成25年度	61歳
昭和29年4月2日～30年4月1日	平成26年度	
昭和30年4月2日～31年4月1日	平成27年度	62歳
昭和31年4月2日～32年4月1日	平成28年度	
昭和32年4月2日～33年4月1日	平成29年度	63歳
昭和33年4月2日～34年4月1日	平成30年度	
昭和34年4月2日～35年4月1日	平成31年度	64歳
昭和35年4月2日～36年4月1日	平成32年度	
昭和36年4月2日以降	平成33年度以降	65歳

(2) 民間企業の状況

平成 18 年 4 月 ○高年齢者雇用安定法の改正
 ・企業に対し「定年の廃止」「定年の引上げ」「継続雇用制度の導入」のいずれかを義務付け
 ただし、労使協定により継続雇用の対象者を限定することが可能(例外規定)

平成 25 年 4 月 ○高年齢者雇用安定法の改正
 ・例外規定の廃止 → **年金支給開始までの雇用の義務化**

(3) 公務部門の対応

平成 13 年 4 月 ○国家公務員法及び地方公務員法の改正
 ・65 歳までの再任用制度の導入

平成 25 年 3 月 ○閣議決定（国家公務員）
 ・年金支給開始まで、希望者をフルタイムで再任用（事情により短時間も可）
 ○総務副大臣通知（地方公務員）
 ・国家公務員と同様に取り扱うよう、各自治体に要請

2 本市職員の再任用制度における運用の変更について

本市の再任用職員については、平成 13 年度の制度導入以降、原則として週 4 日勤務または週 5 日勤務（1 日の勤務が短い）の短時間勤務で運用してきましたが、平成 26 年度以降については、平成 25 年 3 月の閣議決定及び総務副大臣通知を踏まえて、年金支給開始までの間、原則フルタイム勤務での運用とします。

※ 責任職（係長以上）については、安定的な業務執行体制を確保する必要があるため、65 歳までフルタイム勤務とします。

3 条例改正等の対応について

(1) 横浜市一般職職員の再任用に関する条例

再任用職員の勤務形態等については、地方公務員法で規定されていますが、今回、法改正はされていませんので、法の規定に基づき関連部分について定めている横浜市一般職職員の再任用に関する条例については、改正の必要はありません。

(2) 横浜市一般職職員の給与に関する条例

再任用職員については、横浜市一般職職員の給与に関する条例第 4 条に規定する給料表に、フルタイム勤務をした場合の給料月額が定められているため、今回の運用変更による当該条例の改正の必要はありません。

ただし、本市人事委員会による給与に関する勧告がなされたときは、給与改定に伴う当該条例の改正を行う場合があります。

(3) 横浜市職員定数条例

一般職の常勤職員は、「横浜市職員定数条例」の対象職員となります。今回の運用変更に伴い、再任用職員も一部常勤職員となりますので、当該条例を改正する必要があります。

改正内容については現在検討中ですので、改めて報告します。